

令和7年4月1日

保護者様

尼崎市立小田中学校
校長 鍾原 輝明

尼崎市立小田中学校 部活動の活動方針

尼崎市立小田中学校の部活動は、学校の教育目標に基づき、顧問等の指導の下、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、体力の向上や健康の増進、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等、教育活動の一環として実施する。また、本校の部活動は、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」、尼崎市教育委員会の「尼崎市立中学校部活動の方針」に則り、学業との両立ができるバランスの良い生活を送ること、スポーツ障害を避けること、教員と生徒が向き合う時間の確保等をめざし、部活動顧問の指導に係る業務の適正化を図りながら計画的に実施する。

各顧問の指導の下、「尼崎市立中学校部活動の方針」に則り、次の通り活動する。

1 部活動実施に向けての活動方針

- (1) 活動の実施前後には、生徒の健康観察を行うとともに、怪我等の未然防止に努める。
- (2) 生徒への指導においては、体罰や暴言、ハラスメントはいかなる理由があっても行わない。
- (3) 「プレイヤーズ・センター」に基づき、部活動の主役を生徒とし、生徒をサポートする。
- (4) 生徒が部活動を通じ、自ら考え、行動できる力を育むことを目指す。
- (5) 怪我等のあった場合は、他の教職員と協力し保護者や病院等へ連絡し、迅速に対応する。
- (6) 活動場所や用具の安全点検は日常的に行う。
- (7) 活動方針や練習予定の連絡など、日頃から保護者との連携を図る。

2 活動時間や休養日等

(1) 活動時間

- ① 1日の活動は、平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
なお、大会等の参加においては、大会要項等に沿ってこの限りでない。
- ② 最終下校時刻は、年間を通じて18時30分とする。
- ③ 始業前の早朝練習の開始時刻は、7時30分とする。
- ④ 合宿や強化練習等において終日練習を計画をする場合は、事前に学校長の確認を得て実施するとともに、適切に休憩時間を取り入れ生徒の健康・安全を十分に配慮して実施する。

(2) 休養日

- ① 各部活動に於いて週当たり2日以上の休養日を設ける。
※ 平日1日、土・日曜日等の休業日に1日。
- ② 土・日曜日等の休業日に大会等で活動する場合は、事前に学校長の確認を得て休養日を平日に振り替える。
- ③ 試験期間(定期考査1週間前から定期考査終了まで)は、原則、活動休止期間とする。
- ④ 学校閉鎖期間(8月11日～17日、12月29日～1月3日)は、原則、活動休止とする。

(3) その他

- ① その他については、尼崎市立中学校校長会申し合わせ事項による。

3 留意事項

- (1) 部活動の指導には、原則、顧問が立ち会い、運営については複数の顧問である。
- (2) 常に活動場所の安全確認や熱中症予防等、生徒の健康・安全に注意を払う。
- (3) 各部は、月間計画・報告を作成し一括して保管する。
- (4) 各部は、年度当初の保護者会以外にも適宜保護者会を開催し連携を図る。

4 設置部活動

- (1) 運動部 (8)
 - 野球部、男子硬式テニス部、女子ソフトテニス部、サッカーチーム、男子バスケットボール部
 - 女子バスケットボール部、女子バレー部、男子卓球部
- (2) 文化部 (3)
 - 吹奏楽部、美術部、手芸部、